

久慈市文化会館(令和7年4月1日改定)

■施設使用料

(単位 円)

大ホール		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
入場料区分		午前	午後	夜間	全日
無料	休日	21,610	32,480	44,250	88,500
	その他の日	18,020	26,990	36,850	73,710
1,000円以下	休日	28,110	42,220	57,470	115,060
	その他の日	23,400	35,050	47,940	95,780
1,001円以上 3,000円以下	休日	34,610	51,860	70,800	141,610
	その他の日	28,780	43,240	59,030	117,970
3,001円以上 5,000円以下	休日	41,100	61,610	84,130	168,150
	その他の日	34,270	51,300	70,010	140,040
5,001円以上	休日	47,600	71,350	97,350	194,710
	その他の日	39,650	59,480	81,110	162,220
主催者控室		670	890	1,110	2,460
第1楽屋		1,230	1,560	2,010	4,360
第2楽屋		1,230	1,560	2,010	4,360
第3楽屋		670	890	1,110	2,460
第4楽屋		1,340	1,670	2,230	4,690
第1シャワー室		330	330	550	1,110
第2シャワー室		330	330	550	1,110

小ホール		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
入場料区分		午前	午後	夜間	全日
無料	休日	7,830	11,640	15,900	31,810
	その他の日	6,490	9,740	13,210	26,540
1,000円以下	休日	9,740	14,560	19,820	39,760
	その他の日	8,060	12,210	16,570	33,150
1,001円以上 2,000円以下	休日	11,640	17,460	23,850	47,710
	その他の日	9,740	14,670	19,930	39,870
2,001円以上 3,000円以下	休日	13,660	20,380	27,770	55,680
	その他の日	11,300	17,020	23,290	46,480
3,001円以上	休日	15,560	23,290	31,810	63,630
	その他の日	12,990	19,490	26,540	53,090
ミーティングルーム		1,110	1,340	1,780	3,800
第5楽屋		890	1,110	1,450	3,130
第6楽屋		890	1,110	1,450	3,130
第7楽屋		550	670	890	1,900
第8楽屋		550	670	890	1,900
第3シャワー室		330	330	550	1,110
第4シャワー室		330	330	550	1,110

展示室		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
入 場 料 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
無 料		5,360	7,950	10,970	21,840
1,000 円以下		8,060	11,970	16,460	32,820
1,001 円以上		10,630	16,010	21,840	43,690

会議室等		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
入 場 料 区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
第 1 会 議 室		1,450	1,780	2,340	5,030
第 2 会 議 室		1,450	1,780	2,340	5,030
第 3 会 議 室		1,450	1,780	2,340	5,030
視 聴 覚 室		2,230	2,790	3,690	7,830
練 習 室		2,570	3,240	4,250	9,070
ミーティングルーム		1,110	1,340	1,780	3,800

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、久慈市の休日に関する条例（平成18年久慈市条例第5号）に規定する休日をいう。
- 4 入場料金を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,001円以上の入場料を徴収する場合、小ホールについては3,001円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とし、展示室については1,001円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の5倍に相当する額とする。
- 5 練習室、視聴覚室及び会議室において、入場料を徴収し、又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、既定の使用料の額の5倍に相当する額とする。
- 6 大ホール、小ホール及び展示室を専ら準備、撤去若しくは練習のため使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は18時から22時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

■ 附属設備使用料

区 分		使 用 料		
		単 位	金額 (円)	
舞 台 設 備	大 ホ ー ル	オーケストラピット	1 基	3,300
		音響反射板 (天板ライト含)	1 式	4,400
		花道用所作台	1 式	550
		松羽目	1 式	1,100
		しゃ幕	1 枚	660
		地がすり	1 枚	550
		演台 (脇台付)	1 式	550
	小 ホ ー ル	音響反射板 (天板ライト含)	1 式	3,300
		松羽目	1 式	770
		しゃ幕	1 枚	440
		地がすり	1 枚	330
		演台 (脇台付)	1 式	440
	各 ホ ー ル 共 通	スクリーン	1 式	660
		所作台	1 枚	160
		平台	1 枚	110
		毛せん	1 枚	110
		パンチカーペット	1 枚	110
		上敷	1 枚	110
		振り落とし装置	1 式	220
		雪かご	1 個	330
		浅黄幕	1 対	660
		びょうぶ	1 双	1,100
		竹羽目	1 式	770
		めくり台	1 台	110
		座布団	1 枚	110
		大太鼓	1 個	550
		司会者台	1 台	220
		バレエ用シート	1 式	1,100
指揮者台	1 台	220		
指揮者用譜面台	1 台	110		
演奏者用譜面台	1 台	60		

区 分		使 用 料		
		単 位	金 額 (円)	
音 響 設 備	大ホール	音響拡声装置 (マイクロホン2本付き)	1式	1,650
		つりマイクロホン装置 (1点つり・3点つり)	1式	440
		ワイヤレスマイクロホン装置 (マイクロホン1本付)	1チャンネル	880
	小ホール	音響拡声装置 (マイクロホン2本付)	1式	1,100
		つりマイクロホン装置 (3点つり)	1式	440
		ワイヤレスマイクロホン装置 (マイクロホン1本付、電池含)	1チャンネル	550
	各ホール共通	カセットテープレコーダー	1台	440
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	440
		ミニディスクレコーダー	1台	440
		ステージスピーカー	1台	550
		マイクロホン (ダイナミック) ※スタンド付	1本	220
		マイクロホン (コンデンサ) ※スタンド付	1本	440
		移動式はね返りスピーカー	1台	330
	音響機器持込料	1キロワット	110	

区 分		使 用 料		
		単 位	金額 (円)	
照 明 設 備	大ホール	基本照明A 第1ボーダーライト、第2ボーダーライト、第1シーリングライト 第2シーリングライト、フロントサイドスポットライトを使用した場合	1式	4,400
		基本照明B 基本照明Aに加えローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト 2列以下のサスペンションライトを使用した場合	1式	8,800
		基本照明C 基本照明Bに加えセンターフォロースポットライト、プロセニウムライト 3列以上のサスペンションライトを使用した場合	1式	13,200
		センターフォロースポットライト	1台	1,430
		プロセニウムライト	1台	110
	小ホール	基本照明A 第1ボーダーライト、第2ボーダーライト、シーリングライト フロントサイドスポットライトを使用した場合	1式	3,300
		基本照明B 基本照明Aに加えローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト 2列以下のサスペンションライトを使用した場合	1式	5,500
		基本照明C 基本照明Bに加えセンターフォロースポットライト 3列以上のサスペンションライトを使用した場合	1式	7,700
		センターフォロースポットライト	1台	1,100
	各ホール共通	ボーダーライト (2列)	1式	1,100
		スポットライト	1台	110
		カッタースポットライト	1台	110
		パーライト	1台	110
		ストリップライト (12灯)	1台	110
		ストリップライト (6灯)	1台	110
		ディスクマシン	1台	880
		スパイラルマシン (リモート式)	1台	880
		フィルムマシン	1台	880
		スライドキャリア	1台	880
		フリッカーマシン	1台	550
		ファイヤーマシン	1台	550
		波マシン	1台	550
		スモークマシン	1台	550
		ジェットマシン	1台	550
	ミラーボール	1台	550	
星球	1式	550		
照明機器持込料	1キロワット	110		

区 分		使 用 料	
		単 位	金額 (円)
そ の 他 の 設 備	ピアノ (スタインウェイ) ※大ホール	1 台	7,150
	ピアノ (ヤマハ) ※大・小ホール	1 台	4,400
	ピアノ (カワイ) ※練習室	1 台	1,100
	35 ミリ兼用 16 ミリ映写機 (小ホール)	1 式	2,860
	プロジェクター (ホール)	1 式	2,200
	可動式プロジェクター	1 台	660
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	330
	書画カメラ	1 台	330
	テレビ	1 台	660
	DVD プレイヤー	1 台	440
	展示用パネル	1 枚	60
	姿見	1 枚	110
	畳	1 枚	60
	机(ホール、展示室等)	1 台	110
	音響拡声装置(会議室、視聴覚室等)	1 式	660
	電気機器持込料	1 キロワット	110
	テレビ中継設備	1 式	5,500
ラジオ中継設備	1 式	2,200	

備 考

- 1 使用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで及び13時から22時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から22時までの使用の場合は3回使用したものとす。
- 2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は18時から22時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 3 ピアノの使用料は、調律料を含まないものとする。
- 4 機器持込料の単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない端数がある場合は、これを1キロワットに切り上げるものとする。
- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。
- 6 会議室又は視聴覚室の利用者等が当該会議室又は視聴覚室に附属する机を使用する場合は、この表の規定にかかわらず当該機の使用料は徴収しない。